

大館市創業支援補助金

新規創業者、第二創業者に創業資金最大100万円を支援

1. 補助対象者 以下の全てに該当する、市内で新たに創業あるいは第二創業（ 1 ）する方。
- ①市民、又は市民を代表者とする市内に所在する法人。
 - ②特定創業支援事業（ 2 ）を受講完了した方。
 - ③市税等を滞納していない方。
 - ④過去に本事業による補助を受けたことがない方。
2. 補助対象経費 補助対象事業承認日から、創業1か月後までに支出した次の費用。
（ 3 ）
- 事業拠点費
事務所や店舗の借り受けに係る初期費用（敷金、保証金等）。
事務所や店舗の改装費や看板等構築物の設置工事費。
 - 設備導入費
事業の運営に専ら用いる設備、什器、備品、ソフトウェア等の購入費。
 - 宣伝広告費
テレビ・ラジオ・新聞等の広告費、ホームページ等作成費、
チラシの作成や配布に係る経費等。
3. 補助金の額 上記対象経費の1／2以内（上限30万円）。ただし下表の加算要件に該当する方には補助率・補助上限額を加算。上限100万円。

加算要件	補助率	加算上限額
県外から移住し、移住後3年以内の方	2／3	20万円
創業にあたり法人を設立する方	2／3	20万円
女性	1／2	10万円
地域資源を活用（ 5 ）して創業する方	2／3	20万円
40歳未満の方	1／2	10万円

◆本補助事業の活用をご検討の方は、大館市商工課（☎43－7071）までご相談ください。

印の説明がありますので、裏面もご覧ください。

- 1 ● 第二創業・新規創業に当たらない事業承継は、本補助金の対象外。
● 創業しようとする業種が、農業、林業、漁業、金融業、医療業、公序良俗に反する業種、また、保険業・福祉業・サービス業の一部業種も本補助金の対象外。
- 2 ● 特定創業支援事業とは、創業希望者に行う継続的な支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓などの知識が身につく事業。
本市では、大館商工会議所または大館北秋商工会が行う個別経営指導を特定創業支援事業に位置付け。個別経営指導の受講完了後、受講者からの申請により、特定創業支援事業を受けた証明を市が発行。補助金手続きの際、この証明が必要。
- 3 ● 運転費用は補助対象外。
● 事業拠点費及び設備導入費は、消費税及び地方消費税を除いた単価が1万円以上のものが対象。宣伝広告費は、1万円未満の費用も対象に含みます。
● 事業拠点費について、事業に供しないスペースが経費に含まれる場合、面積按分等により対象となる経費を算出します。
● 設備導入費について、事業運営に直接供しないものは補助金の対象外。
● 国等から補助金の交付を受ける場合、本補助金の対象経費から国等の補助金額を減額・調整します。
- 4 ● 補助金の手続きの流れは次のとおり。
(1)特定創業支援事業(商工団体の個別経営指導)の受講・証明書申請・発行
(2)事業承認申請(創業前の提出)・承認又は不承認の決定
事業計画の実現可能性などを総合的に判断します。
申請書様式については商工課へお問い合わせください。
(3)創業
(4)補助金交付申請(創業から2ヶ月後までの提出)・交付または却下の決定。
(5)補助金の支払(交付の決定から概ね1ヶ月以内にお支払いします。)
● 予算状況により、交付決定を遅延することがあります。
- 5 ● 地域資源を活用した商品開発またはサービスの提供及び販路開拓を行うことを指します。地域資源の単純な飲食提供、道具としての活用は含みません。

《 大館市の地域資源 》

農林水産物:秋田杉、枝豆、大館さくら豚、どじょう、とんぶり、比内地鶏、山の芋

工業製品等:秋田杉桶樽、きりたんぽ、清酒、十和田石、曲げわっぱ

観光資源等:秋田犬、旧小坂鉄道、田代岳県立自然公園、長走風穴、鳥潟会館、大文字、アメッコ市